

患者各位

2023年
12月29日
より

初診時における選定療養費 のお知らせ

当院では、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診の患者さんに、初診料とは別に、ご負担いただく料金を2023年12月29日（金）より下記の通り変更させていただきます。

| | 対象の方 | 改定 |
|--------------|---------------------------------------|-----------------|
| 初診時 選定療養費 | 初診時に、他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）を持たずに受診された方 | 2,200円 ➡ 3,300円 |

◆ご負担の対象とならない方

- ① 他の医療機関から紹介状（診療情報提供書）をお持ちの場合
- ② 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する場合
- ③ 救急車等により搬送された場合
- ④ 外来受診から継続して入院した場合
- ⑤ 災害により被害を受けた方
- ⑥ 国の公費負担医療の受給者 ※小児（乳幼児等）医療助成事業、ひとり親家庭等医療助成制度は徴収対象となります。

◆選定療養費とは

「初期の治療は地域の医院・診療所などで行い、高度・専門医療は病院で行う」という医療機関相互の役割分担及び業務連携の推進を目的として、厚生労働省により制定された制度です。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

医療法人社団緑成会 横浜総合病院